社 労 連 第 388 号
令和２年７月 13 日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　野　　実
（公印省略）

社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、厚生労働省労働基準局監督課長及び同省年金局事業企画課長から令和２年６月 26 日付基監発 0626 第１号及び年管企発 0626 第１号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」により、別紙のとおり不適切な情報発信の防止に係る取組の周知・協力依頼がございました。

本件は、今般、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第 14 号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会による「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」があったことにより、厚生労働省から小職に改めて社労士等の不適切な情報発信の防止に係る周知・協力について要請が行われたものです。

つきましては、貴職におかれましては、日頃連合会策定の「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」に基づき、不適切な情報発信に係る事案が発生した際は、会員への指導を行うなど適切な措置を講じていただいているところですが、本件の趣旨につきましてご理解を賜りますとともに、貴会の指導等に応じず繰り返し不適切な情報発信を行うなど悪質な場合には、必要に応じ都道府県労働局又は地方厚生（支）局にご相談のうえ、会則に基づく注意勧告、処分等のご対応を賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」と「社労士の不適切な情報発信の防止」に関する経緯等は下記のとおりとなりますので併せてご確認賜りますようお願い申し上げます。

謹白

（担当：業務部企画・広報課　企画係）

記

雇用保険法等の一部を改正する法律に対する付帯決議と社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

１．今般の雇用保険法等の一部を改正する法律案では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律における、いわゆるパワハラに関する個別労働関係紛争の解決について、都道府県労働局の紛争調整委員会が行う調停によることとされ、これに伴い、社会保険労務士法についても、上記調停の手続きの代理について第２条第１項第１号の６に追加されることとなった。

２．この社労士法の改正は、従来労働局紛争調整委員会によるあっせんの対象とされ、特定社労士が手続きの代理を行うことができたものであり、社労士の業務範囲が拡大するものではない。

３．しかしながら、本件の国会における審議過程において、付帯決議が行われ、「本法による特定社会保険労務士の業務追加に当たり、一部の社会保険労務士が「不適切な情報発信」を行うことにより、社会保険労務士の事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることのないよう、平成 28 年 3 月 30 日付基発 0330 第 10 号・年管発 0330 第 5 号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」の更なる徹底を図ること。」とされた。

４．付帯決議を受け、厚生労働省は、連合会に対し、別紙令和２年６月 26 日付基監発 0626 第１号、年管企発 0626 第１号「社会保険労務士等の不適切な情報発信の防止について」を発出し、改めて、社会保険労務士等の不適切な情報発信の防止に係る取組みを求めている。

５．同通知を踏まえ、連合会においては、改めて「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」の徹底を図りたいと考えるので、都道府県会におかれては引き続き、会員の指導をお願い申し上げるとともに、再三の指導にも関わらず不適切な情報発信を繰り返し行う等悪質な場合には、都道府県労働局及び地方厚生（支）局において事情を聴取し、事案の内容によっては社労士法の定める懲戒処分や行政指導を行うこともあるので、各局所管課へ相談されたい。

以上

別　紙

基監発０６２６第１号
年管企発０６２６第１号
令和２年６月 26 日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省年金局事業企画課長

社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

平素より、厚生労働行政の推進に当たっては、格別のご理解と御協力を賜っており、感謝申し上げます。

標記については、平成 28 年３月 30 日付け基発 0330 第 10 号、年管発 0330 第５号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」（参考１）により、貴会へ社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）による不適切な情報発信の再発防止に向けた取組を要請しました。

貴会におかれては、要請を受けて所要の取組を行ってきたものと承知しておりますが、今般、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第 14 号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会による「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参考２）があったことに鑑みまして、改めて、社会保険労務士等の不適切な情報発信の防止に係る取組をお願いいたします。

併せて、厚生労働省作成の「モデル就業規則」は、労働関係法令に準拠した就業規則の記載例であることから、貴会におかれては、都道府県社会保険労務士会を通じ、会内の社会保険労務士等に対し、適宜活用するよう周知をお願いいたします。

また、都道府県労働局又は地方厚生（支）局において、管内の社会保険労務士等による不適切な情報発信の情報に接した場合（相談、情報提供があった場合も含む。）には、これまでと同様、労働諸法令又は社会保険諸法令のそれぞれの事案に応じ、それぞれを所管する都道府県労働局又は地方厚生（支）局から当該情報を都道府県社会保険労務士会へ通報いたしますので、平成 28 年４月貴会策定の「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」の内容などを踏まえ、貴会及び都道府県社会保険労務士会の会則に基づく指導など適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県社会保険労務士会の調査、指導等にもかかわらず当該社会保険労務士等が繰り返し不適切な情報発信をするなど悪質な場合には、都道府県労

働局又は地方厚生（支）局において、当該社会保険社労士等から直接事情を聴くなどの対応や事案の内容によっては社会保険労務士法の定める懲戒処分や行政指導を行うこともありますので、特にこのような場合においては都道府県労働局又は地方厚生（支）局の所管課へご相談ください。

今後とも不適切な情報の発信について、貴会と協力して対応することにより防止等に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（参考１）

基発 0330 第 10 号
年管発 0330 第 5 号
平成 28 年 3 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会
会 長　大西 健造 殿

厚生労働省
労働基準局長
大臣官房年金管理審議官

社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

社会保険労務士の懲戒処分事案について、平成 26 年度においては、労働社会保険諸法令に基づく助成金の不正受給を目的とした書類の虚偽申請等、過去最高であった平成 24 年度と同様の 11 件発生している。

さらに、平成 27 年度においては、「社員をうつ病に罹患させる方法」等の内容を公に発信したことにより懲戒処分とした事案や就業規則の作成について、厚生労働省作成の「モデル就業規則」の内容を否定し、使用者がいたずらに労働条件を引き下げることを助長する内容をホームページに掲載したことにより都道府県社会保険労務士会から指導が行われた事案が発生したところである。

このような行為は、常に品位を保持し、公正な立場で業務を行うべき社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）として、不適切な行為である。

また、労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士等が自らのブログ等で不適切な情報発信を行うことは、個別事案の問題にとどまらず、社会保険労務士全体の業務の適正化を阻害し、ひいては、社会保険労務士法の目的である事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることとなるものである。

ついては、貴会及び都道府県社会保険労務士会において、同様の事案の再発防止のため、下記の対策を実施されたい。

記

1　社会保険労務士等が、メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定する内容、就業規則の作成に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることを促す内容及び労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法的行為を推奨する内容等の公正さを欠く不適切な情報発信を行うことのないよう、研修を実施すること。

2　厚生労働省作成の「モデル就業規則」の有用性について、都道府県社会保険労務士会を通じ、可能な限り、社会保険労務士等に周知すること。

3　上記１に例示したような不適切な情報発信を行った社会保険労務士等に対し、会則による適正な処分又は注意勧告等を行うことができるよう、都道府県社会保険労務士会の会則等を見直し、より実効性のあるものに改めること。

（参考２）

○　雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
参議院厚生労働委員会附帯決議（令和２年３月 31 日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１～22　（略）

23　本法による特定社会保険労務士の業務追加に当たり、一部の社会保険労務士が「不適切な情報発信」を行うことにより、社会保険労務士の事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることのないよう、平成 28 年３月 30 日付基発 0330 第 10 号・年管発 0330 第５号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」の更なる徹底を図ること。

右決議する。